

平成 19 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名：株式会社パトライト  
（コード：6825 東証第1部、大証第1部）  
代表者名：代表取締役社長 植田 和憲  
問合せ先：管理本部長 宇野 康成  
（TEL：06-6763-8008）

### 当社株式及び新株予約権に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 19 年 11 月 14 日開催の取締役会において、有限会社福寅（以下「公開買付者」といいます。）による当社株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本決議は、本公開買付けが成立した場合には、その後、公開買付者が当社を 100%子会社化する予定であること、及びその後、当社が上場廃止となる予定であることを前提としております。

#### 記

##### 1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	有限会社福寅
(2) 事 業 内 容	公開買付者は、不動産管理業、当社の株式を取得及び保有することを主たる事業の内容としております。
(3) 設 立 年 月 日	昭和 60 年 2 月 25 日
(4) 本 店 所 在 地	奈良県生駒市東生駒二丁目 207 番地 71
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐々木 雅綱
(6) 資 本 金	225,434,000 円（平成 19 年 11 月 14 日現在）
(7) 株 主 及 び 持 株 比 率	佐々木 雅綱 35.40%                      佐々木 敏子 33.69% 佐々木 理乃 3.43%                      佐々木 彩乃 3.43% 佐々木 啓太 3.43%                      磯部 美努子 3.43%

	磯部 幸太郎 3.43%	米田 志保 3.43%
	吉羽 晴美 3.43%	吉羽 潤司 3.43%
	片山 千明 3.43%	
(8) 買付者と対象者の 関係等	資本関係	公開買付者は、当社の発行済株式数の13.29%を保有しております。なお、公開買付者の大株主である佐々木雅綱氏は当社発行済株式数の2.17%、佐々木敏子氏は1.36%保有しています。
	人的関係	該当ありません
	取引関係	該当ありません
	関連当事者への該当状況	該当ありません

## 2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、公開買付者による本公開買付けにつき、平成19年11月14日開催の取締役会において賛同する旨を決議いたしました。したがって、当社は本公開買付けへの応募を勧めます。

なお、この取締役会の決議は、決議に参加した取締役4名全員が賛成して行われ、また、当該取締役会には当社の監査役3名全員（内2名は社外監査役）が出席し、いずれの監査役も、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。また、当社取締役会は、賛同意見を表明するに際して、外部の法律事務所より助言を受けております。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠

当社取締役会は、本公開買付けに関する意見表明の決議にあたり、公開買付者の当社に対する株式評価結果である1株当たり買付価格1,250円の妥当性を検証するため、第三者算定機関として、株式会社KPMGFASを指名して当社の株式価値に関する「株主資本価値評価報告書」を取得しました。当該報告書においては、ディスカунテッド・キャッシュフロー（DCF）法及び株式市価法によって当社の株主資本価値が評価されており、当社の1株当たり株主資本価値は、DCF法によれば1,085円～1,286円、株式市価法によれば、971円～992円とされております。なお、当該報告書は、当社が平成19年11月13日付「平成20年3月期中間期及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」をもって公表した業績の下方修正を織り込んでおりません。

また、当社取締役会は、当該決議にあたり、柳田野村法律事務所の助言を受けました。

当社取締役会は、これらの情報を参考にして当社の企業価値及び株主共同の利益の観点から本公開買付けにつき十分な協議を行った結果、本公開買付けが当社の経営基盤の強化、経営資源の再配分及び中長期的な企業価値向上に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であるものと判断し、本公開買付けに賛同することを取締役会の全員一致で決議しました。

### (3) 本公開買付けに関する意見の理由

公開買付者は、当社の創業者である佐々木寛一が設立し、その一族が発行済株式の全てを保有する会社です。現在、公開買付者は、当社の発行済株式数の 13.29%を保有しております。また、公開買付者の株主である佐々木雅綱及び佐々木敏子は、それぞれ、当社の発行済株式の 2.17%及び 1.36%を保有しております。

当社は、電機メーカーの技術者であった佐々木寛一が、昭和 22 年にササ電機研究所として独立創業いたしました。創業当初は音響用スピーカー・蛍光灯用器具の製造・販売を行ってまいりましたが、昭和 30 年に世界初の音響機器用直流モーターの開発に成功いたしました。この製品を核に大手家電メーカーとの取引を開始して業容を拡大し、昭和 38 年に株式会社佐々木電機製作所（現・株式会社パトライト）として法人改組したものです。

昭和 40 年にはマイクロモーターの技術を応用して独自の車両向け回転灯を開発、その後船舶、鉄道、工場、道路工事現場向けにその用途を拡大し、昭和 52 年には国内初の横長式の警察車両（パトカー）向け回転灯「散光式警光灯」を開発、これを契機として業績は安定的に向上してまいりました。その後、積層式表示灯、音声合成機器、液晶表示機器及び LED ボード機器を順次開発し、「光」、「音」及び「文字・映像」による情報表示機器メーカーとして技術開発に研鑽を重ねてきております。

当社は、創業者の佐々木寛一以来、創業家出身の代表取締役による強力なリーダーシップの下に、電子警報機器・表示器の分野における日本のトップメーカーとして成長してまいりましたが、平成 17 年 7 月に元代表取締役会長であった創業家出身の佐々木宏樹が逝去し、以降、経営を引き継いだ前経営陣がそれまでの経営方針を転換した結果、いくつかの経営上の問題が生じました。

すなわち、前経営陣の下では、不動産（大阪本社及び東京支社の社屋）取得に約 40 億円を投じ、また積極的な事業提携などを行いましたが、必ずしも業績向上に結びついておりません。また、本業においても、売上げ向上を最優先する一方で、お客様との接点の希薄化、ニーズ発掘及び新製品開発の遅れ、生産と販売の連携の乱れなどの問題が発生しました。さらに、社内においても、組織間の連携力及び従業員の士気が低下し、重要な幹部役職員の何人かが流出するなど、ガバナンスの低下が見られました。以上の結果、当社の中長期的な収益性及び競争力の確保及び向上の制約となるおそれがありました。

このような情勢下で、平成 19 年 6 月の当社定時株主総会において、創業家の持株会社である公開買付者を中心とする当社株主により、取締役選任決議の一部は否決され、前経営陣の中心であった前代表取締役社長らが退任する結果となりました。そして、現在、当社において、新経営陣により、長年にわたり培ってきた当社の本業における強みを再生することを目指しております。なお、現経営体制には、前経営体制を構成していた取締役 1 名及び常勤監査役 1 名が留まっておりますが、これは社内事情を知る役員の一斉交代に伴う経営又は監査の継続性の喪失によって却って社内に混乱を惹起することを避けるとともに、新経営体制下で全力を尽くすことによって経営責任を果たすべきとの考えに基づいております。また、現経営体制には、前経営体制下の社外監査役 2 名も留まっておりますが、当社としては、それぞれ弁護士及び公認会計士である両名が法律上及び会計上の専門的見地から引き続き監査役の任に当たることは有用であると考えております。

しかしながら、近年国内での車両需要の鈍化、回転灯・表示灯の市場が成熟する中、低価格の類似製品の登場なども重なり、新経営陣は、経営努力を重ねる一方で、事業環境の厳しさが一層高まってきていることを改めて痛感しております。特に、当社の主力商品である回転灯事業においては、原材料価格の上昇及び海外生産拠点における人件費の上昇などの事業環境変化により、当社の事業の先行きは楽観を許さない状況となっております。したがって、当社としては、新たな人材の招聘等によって経営基盤を強化し、また新たな企業成長戦略を策定しない限り、中長期的に見て、事業の大幅な成長、したがって企業価値の大幅な向上は困難であると認識するにいたっております。

そのため当社は改革の一環として、早急に、既存の投資からの撤退及び在庫の再評価・適正化を含む抜本的な経営資源の再配分をする必要があると考えるに至っております。しかしながら、かか

る再配分を実施すれば、短期的な業績には必ずしもプラスとならず、したがって短期業績と連動した株主への利益の還元にも悪影響を及ぼすおそれが強いと考えております。

一方、公開買付者の株主である創業家一同（以下、「創業家ファミリー」といいます。）は、当社の強みの再生及び中長期的な企業価値の向上のためには、今後、第三者から取締役の派遣を受けるとともに、経営の執行と監督を明確に分離すること等により、当社のガバナンスを強化し、当社の役職員一人一人が楽観を許さない現状を意識し、自発的に企業価値の向上を目指せるだけの人材の発掘・育成の必要があると考えております。

創業家ファミリーは、様々な選択肢の中、三菱UFJ証券株式会社（以下、「三菱UFJ証券」といいます。）と業務提携を行っており、平成17年12月に三菱UFJ証券及びその他の法人9社の共同出資により設立された投資ファンド組成・運営会社であり、パイアウトによる独立支援、企業の財務状況の改善支援、成長のための資金調達及び事業会社との共同投資などに加え、能動的に経営改善・財務改善提案を行うことで投資先の企業価値を高めることを目的とするパレス・キャピタル株式会社（以下「パレス・キャピタル」といいます。）との間で、短期的利益にとらわれず、中長期的な視点で、当社のガバナンスの強化と人員の育成を通じ、企業価値を高めるとの観点から、協議を重ねてまいりました。また、公開買付者及びパレス・キャピタルは、平成19年9月上旬から当社と、当社の中長期的な企業価値の向上のため、経営の問題や将来の可能性について協議してまいりました。

公開買付者はパレス・キャピタルと協議の結果、当社には、継続的かつ実質的なサポートを行える株主により、ガバナンスを一本化し、改革に集中できる期間を持つことが必須であるとの結論に至りました。

また、公開買付者及びパレス・キャピタルは、現在の経営陣が掲げている基本ポリシーである「ものづくりの原点に戻る」姿勢を支持した上で、さらに、新たな企業成長戦略の策定並びに経営面及びガバナンス・人材面で十分なサポートを行うことで、当社の経営資源の潜在的な成長余力をさらに実現することが可能であると考えております。

また、上記のとおり、当社が抜本的改革を行う過程においては、当面の収益力や成長性に大きな影響が出る可能性があります。公開買付者及びパレス・キャピタルは、当社が真に競争力のあるエクセレントカンパニーへと成長を遂げるためには、安定的な収益と配当が期待される上場企業としての立場を維持した状態で変革を行ってゆくことは困難であると考えており、公開買付者は、本公開買付けの終了後、一貫した理念と方針に基づき経営の抜本的な改革を進めることを目的として、当社の完全子会社化を実施する予定です。なお、本公開買付けが成立した場合、パレス・キャピタルの運営するコーポレート・バリューアップ・ファンド（以下「CVFファンド」といいます。）が、公開買付者の株式の譲受け及び第三者割当増資の引受け等により、公開買付者の過半数を取得し、経営権を持つ株主となる予定です。CVFファンドは、現在、三菱UFJ証券を出資者として300億円の出資コミットメントを受けております。

当社取締役会は、本公開買付け後のパレス・キャピタルの主導による改革は、当社取締役会の理念及び方針と一致し、当社の中長期的な企業価値の向上をもたらすものと判断しました。したがって、当社取締役会は、かかる改革の一環として行われる公開買付者による当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の全部を取得することを目標とする公開買付けにより当社を非公開化し、中核的安定株主である公開買付者の下、事業運営に当たっていくことが望ましいと判断しました。また、上記のとおり速やかに経営資源の再配分に着手することが必要とされており、したがってこれらに伴う短期的な業績及び株主還元への悪影響も早晚発生することも見込まれることから、速やかな非公開化が望ましいと判断しました。

なお、公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けに係る決済等に要する資金を調達するため、中央三井信託銀行株式会社から200億円を上限として借入れを行う予定であるとのことです。（以下、「買収ローン」といいます。）また、本公開買付けの決済前日までに、パレス・キャピタルが、有限責任組合員等に対しキャピタルコール（払込通知）を実施することにより、CVFファンドによる資金調達が実行され、同時に、公開買付者はCVFファンドに対する第三者割当増資により、CVFファンドより48億円を限度として調達する予定となっております。当社取締役会としては、買

収ローン及び当該第三者割当増資が実行されれば、公開買付者が本公開買付けに係る決済等を行うことにつき、特段の資金調達上の問題は生じないと判断しております。

本公開買付け後パレス・キャピタルは、過半数の取締役を指名する予定であり、当社は、パレス・キャピタル主導の下で、長期的な視点でエクセレントカンパニーへの改革を進めていく予定です。

具体的には以下の改革を進めていく予定です。

#### ガバナンス体制の改革

当社は、目先の利益を追うのではなく、基本理念を全うした経営を行う為には、当社の理念・原点を深く理解したガバナンス体制を構築することが重要と考えております。また当社は、一方で、意思決定機関のスリム化、判断基準の明確化、適正な責任・権限分担の定義等を通じた意思決定プロセスのスピードアップにより、様々な経営環境の変化への対応力の強化を図ります。当社は、パレス・キャピタルが、自ら及びその業務提携先の三菱UFJ証券が持つ幅広いネットワークより適切な人材を発掘・投入し、当社の改革を支援してくれると考えております。具体的には、当社は、本件実施後しかるべきタイミングまでに当社の取締役の過半数をパレス・キャピタルが指名する常勤及び社外取締役とすることを予定しており、業務の執行と経営の分担を明確にしたガバナンス体制を目指してまいります。

#### 開発体制の建て直しと営業方針の適正化

当社は、純粋な顧客志向の徹底と収益向上を目指してまいります。特に、当社の成長の源泉は、継続的な新製品開発だと考えております。前経営陣の下で必ずしも適時に適切な新製品をマーケットに送り出せなかった開発の体制を見直すことで、顧客志向の開発体制を目指します。また、営業についても、顧客志向を徹底することにより、マーケットから支持されるブランドを確立し、結果としての売上成長を目指していきます。また、当社の製品供給に欠かせない存在である代理店との良好な関係を強化していくことを目指しております。

パレス・キャピタルは、こうした事業改革コンサルティングの経験を持つ人材を当社に派遣し、様々なプロジェクトベースで事業の見直し、提案活動を行うことで、積極的に当社を支援していく予定です。また、当社は、パレス・キャピタル及びその業務提携先の三菱UFJ証券が持つ幅広いネットワークを活用し、開発力強化につながる戦略的なパートナー発掘、M&Aなども視野に入れていきます。

#### 海外の成長市場の開拓

当社は、すでに市場開拓を始めている地域に限らず、今後、急速な市場成長が見込めるBRICs、東欧、東南アジア地域においても事業拡大の余地があると見込んでおります。これまでの事業戦略や投資は必ずしも事業拡大に寄与しておらず、結果的に本来の事業機会を活かしきれていないとの認識を持っております。長期的な成長の為には更なる投資や人的資源投入が必要であり、当社は、パレス・キャピタル、及び、業務提携先である三菱UFJ証券などのグローバルネットワークと人的資源を最大限に活用してまいります。

#### (4) 当社の完全子会社化

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けで当社の自己株式を除いた全普通株式を取得できなかったときには、以下の方法により、公開買付者を除く当社の株主に対して当社株式の売却機会を提供しつつ、当社を100%子会社化する手続きを実施することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、定款の一部変更をして当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、定款の一部変更をして当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下、同じ。)を付すこと、及び 当社の普通株式の全部取得と引換えに別個の当社株式を交付することを

同時に可決することを目的として、付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請する意向を有しています。

そして、当社は本公開買付けの終了後、かかる要請に応じて、及びの全てを同時に討議するための臨時株主総会を開催することを検討しております。また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、当社の総議決権の3分の2以上を保有することになり、上記の臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の当社株式が交付されることとなりますが、当社の株主で交付されるべき当社株式の数が一株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

なお、当該端数の合計数の売却価格については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあります。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は本意見表明現在未定であります。公開買付者が当社株式の100%（自己株式を除きます。）を保有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が一株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格とは異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

念のため補足いたしますが、本公開買付けは、上記株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記、及びの手續については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の当社株主の当社の株式の保有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況などによっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者関係者以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により当社を100%子会社化することを予定しております。この場合における当社株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあります。以上の場合における具体的な手續については、公開買付者が、当社と協議のうえ、決定次第、速やかに公表致します。

加えて、当社は、本公開買付けの後において、未だ新株予約権が残存する場合、公開買付者の要請により、新株予約権を消却するために必要な手續を行う場合があります。

本公開買付け及び上記手續による金銭の受領及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

#### 【上場廃止となる見込み及びその事由】

当社の株式は、株式会社東京証券取引所（東証一部）及び株式会社大阪証券取引所（大証一部）に上場されていますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株式数に上限を設けておりませんので、本公開買付けの結果次第では、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所の基準に従い所定の手續を経て上場廃止となります。また、上場廃止基準に該当しない場合において

も、上前記、及び の手続により、公開買付者は当社を完全子会社化することを予定していることから、それが実現された場合には、当社株式は、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所の決定に基づき所定の手続きを経て上場廃止となります。上場廃止となった場合、当社の株式は株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所において取引できなくなり、これを将来売却することが困難になることが予想されます。

なお、当社は、本公開買付けの成立を条件として、平成 19 年 11 月 14 日の取締役会において、平成 20 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対する期末配当を行わないこと及び株主優待制度を廃止することを決議しております。

**【利益相反を回避するための措置】**

当社は、取締役会決議に当たり、第三者算定機関として株式会社 K P M G F A S を指名して当社の株式価値に関する「株主資本価値評価報告書」を取得し、また外部の法律事務所の助言を得ております。

さらに、社外監査役 2 名を含む監査役 3 名全員からも、取締役会が賛同意見を表明することに賛成を行っております。

3 . 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません

4 . 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません

5 . 公開買付者に対する質問

該当事項はありません

6 . 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません

以 上

各 位

会社名: 有限会社福寅

代表名: 代表取締役社長 佐々木雅綱

## 株式会社パトライト株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

有限会社福寅（以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、株式会社パトライト（コード番号 6825 東証・大証第一部、以下、「対象者」といいます。）の株式及び新株予約権を公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

##### 公開買付者の概要

公開買付者は、対象者の創業者である佐々木寛一が設立し、その一族が発行済株式の全てを保有する会社です。現在、公開買付者は、対象者の発行済株式数の 13.29%を保有しております。

今般、公開買付者は、対象者の発行済株式のうち公開買付者が既に保有している対象者株式及び対象会社の自己株式を除く全ての対象者株式を取得し、対象者を 100%子会社化することを目的として本公開買付けを実施いたします。

なお、本公開買付けにおいて買付予定数を上回る株数の応募があった場合、パレス・キャピタル株式会社（以下、「パレス・キャピタル」といいます。）の運営するコーポレート・バリュアアップ・ファンド投資事業有限責任組合（以下、「CVFファンド」といいます。）が、公開買付者の株式の譲受け及び第三者割当増資の引受け等により、公開買付者の過半数を取得し、経営権を持つ株主となる予定です。

##### パレス・キャピタル、CVFファンドの概要

パレス・キャピタルは、平成 17 年 12 月に三菱UFJ証券株式会社（以下、「三菱UFJ証券」といいます。）その他法人 9 社の共同出資により設立された投資ファンド組成・運営会社です。パレス・キャピタルは、バイアウトによる独立支援、企業の財務状況の改善支援、成長のための資金調達及び事業会社との共同投資など、幅広いエクイティ・ニーズに応えることに加え、能動的に経営改善・財務改善提案を行うことで投資先の企業価値を高めることを目的としています。

パレス・キャピタルは、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下、「MUFグループ」といいます。）の子会社である三菱UFJ証券と業務提携を行っており、資本政策、バランスシート再構築、M & A等の事業戦略立案など幅広い分野において、投資先の価値創造を支援しております。

なお、CVFファンドは、掛かる目的を背景にパレス・キャピタルを無限責任組合員として設立された投資事業有限責任組合であり、現在、三菱UFJ証券を出資者として 300 億円の出資コミットメントを受けております。

## 対象者の沿革

対象者は、電機メーカーの技術者であった佐々木寛一が、昭和 22 年にササ電機研究所として独立創業いたしました。創業当初は音響用スピーカー・警光灯用器具の製造・販売を行ってまいりましたが、昭和 30 年に世界初の音響機器用直流モーターの開発に成功いたしました。この製品を核に大手家電メーカーとの取引開始で業容を拡大し、昭和 38 年株式会社佐々木電機製作所（現・株式会社パトライト）として法人改組したものです。

昭和 40 年にはマイクロモーターの技術を応用して独自の車両向け回転灯を開発、その後船舶、鉄道、工場、道路工事現場向けにその用途を拡大し、昭和 52 年には、国内初の横長式の警察車両（パトカー）向け回転灯「散光式警光灯」を開発、これを契機として業績は安定的に向上してまいりました。その後、積層式表示灯、音声合成機器、液晶表示機器及び LED ボード機器を順次開発し、「光」、「音」及び「文字・映像」による情報表示機器メーカーとして技術開発に研鑽を重ねております。

しかし、近年国内での車両需要の成長鈍化、回転灯・表示灯の普及による市場の成熟化が進行する中、低価格の類似製品の登場なども重なり、事業環境の厳しさは、一層高まってきております。特に、対象者の主力商品である回転灯事業においては、LED 化の進展、原材料価格の上昇及び海外生産拠点における人件費の上昇などの事業環境変化により、対象者の事業の先行きは予断を許さない状況となっております。

また、対象者は、創業者の佐々木寛一以来、創業家出身の代表取締役による強力なリーダーシップの元に、電子警報機器・表示器の分野における日本のトップメーカーとして成長してまいりましたが、平成 17 年 7 月に元代表取締役会長であった創業家出身の佐々木宏樹の逝去以降、対象者のガバナンスに大きな混乱が生じ、組織間の連携力の低下、多くの重要な人材の流出が続きました。その結果、対象者の収益性は大幅に悪化し、競争環境に勝ち抜く体力を失いつつあります。

平成 19 年 6 月の対象者定時株主総会において、公開買付者を中心とする対象者株主により、取締役選任決議の一部は否認され、代表取締役社長らが退任する結果となりました。現在、新経営陣により、長年にわたり培ってきた対象者の本業における強みを再生することを目指しております。

## 創業家の動機

一方、公開買付者の株主である創業家一同（以下、「創業家ファミリー」といいます。）は、対象者の企業価値向上策について検討を重ね、外部専門家への相談を行ってまいりました。その結果、公開買付者は、第三者から取締役の派遣を受けるとともに、対象者のガバナンスを専門機関に任せ、対象者の役職員一人一人がこの危機的状況を意識し、自発的に企業価値の向上を目指せるだけの人材の発掘・育成の必要があるとの考えに至りました。

創業家ファミリーは、様々な選択肢の中、パレス・キャピタルが、短期的利益にとらわれず、長期的な視点で対象者のガバナンスの強化と人材の育成を通じ、企業価値を高められると判断し、以下のとおり、協議を重ねてまいりました。

## 本件に至るまでの経緯

公開買付者及びパレス・キャピタルは、平成 19 年 9 月上旬から対象者と、対象者の中長期的な企業価値の向上のため、経営の問題や将来の可能性について協議してまいりました。

「ものづくりの原点に戻る」という対象者の基本ポリシーは、創業当時の対象者の基本理念に合致するものであり、短期的な売上成長や利益を最優先にするのではなく、お客さま重視で生き生きと従業員全員が仕事をできる環境が対象者の企業価値を最大化させるために必要です。

一方で、公開買付者はパレス・キャピタルと協議の結果、今の対象者には、継続的かつ実質的なサポートを行える株主により、ガバナンスを一本化し、改革に集中できる期間を持つことが必須であるとの結論に至りました。

公開買付者及びパレス・キャピタルは、現在の経営が掲げている基本ポリシーである「ものづくりの原点に戻る」姿勢を支持した上で、さらに、経営面及びガバナンス面で十分なサポートを行うことで、対象者の経営資源の潜在的な成長余力をさらに実現することが可能であると考えております。

また、対象者が抜本的改革を行う過程においては、当面の収益力や成長性に大きな影響が出る可能性があります。公開買付者及びパレス・キャピタルは、対象者が真に競争力のあるエクセレントカンパニーへと成長を遂げるためには、安定的な収益と配当が期待される上場企業としての立場を維持した状態で変革を行ってゆくことは困難であると考えており、公開買付者は、本公開買付けの終了後、一貫した理念と方針に基づき経営の抜本的な改革を進めることを目的として、対象者の完全子会社化を実施する予定です。

#### 公開買付け実施後の経営方針等

公開買付者及びパレス・キャピタルは、本公開買付けにより経営権を取得した場合、短期的な収益のみを追い求めるのではなく、長期的な視点でエクセレントカンパニーへの改革を進めて行く予定です。具体的には以下の改革を進めていくことを考えております。

##### ガバナンス体制の改革

目先の利益を追うのではなく、基本理念を全うした経営を行う為には、対象者の理念・原点を深く理解したガバナンス体制を構築することが重要と考えております。また一方で、判断基準の明確化、適正な責任・権限分担の定義等を通じた意思決定プロセスのスピードアップにより、様々な経営環境の変化への対応力の強化を図ります。パレス・キャピタル、及び、その業務提携先の三菱UFJ証券が持つ幅広いネットワークより適切な人材を発掘・投入し、改革を支援できると考えております。具体的には、本件実施後しかるべきタイミングまでに対象会社の取締役の過半数をパレス・キャピタルが指名する常勤及び社外取締役とすることを予定しており、業務の執行と経営の分担を明確にしたガバナンス体制を目指してまいります。

##### 開発体制の建て直しと営業方針の適正化

純粋な顧客志向の徹底と収益向上を目指してまいります。特に、対象者の成長の源泉は、継続的な新製品開発だと考えております。前経営陣の元では十分な活動を行えなかった新製品開発の体制を見直すことで、顧客志向の開発体制を目指します。また、開発力強化につながる戦略的なパートナー発掘、M & Aなども視野に入れていきます。また、営業についても、顧客志向を徹底することにより、マーケットから支持されるブランドを確立し、結果としての売上成長を目指していきます。また、対象者の製品供給に欠かせない存在である代理店との良好な関係を強化していくことを目指してまいります。

パレス・キャピタルは、こうした事業変革コンサルティングの経験を持つ人材を対象者に派遣し、様々なプロジェクトベースで事業の見直し、提案活動を行うことで、積極的に対象者を支援していく予定です。

##### 海外の成長市場の開拓

すでに市場開拓を始めている地域に限らず、今後、急速な市場成長が見込めるBRICs、東欧、東南アジア地域においても事業拡大の余地があると見込んでおります。これまでは、必ずしも適切でない事業戦略や不十分な投資のために、本来の事業機会を活かしきれていないとの認識を持っております。長期的な成長の為には更なる投資や人的資源投入が必要であり、パレス・キャピタル、及び、パレス・キャピタルの業務提携先である三菱UFJ証券などのグローバルネットワークと人的資源を最大限に活用し、対象者の事業成長を支援できるものと考えております。

公開買付者及びパレス・キャピタルは、これらの改革により、対象者が潜在的な成長余力を実現することが可能だと考えております。

#### 公開買付条件について

公開買付者及びパレス・キャピタルは、対象者の過去の東京証券取引所における売買価格の終値を検討しました。その結果、平成19年11月13日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値は992円（小数点以下四捨五入）平成19年11月13日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値は975円（小数点以下四捨五入）平成19年11月13日までの過去6ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値は971円（小数点以下四捨五入）という結果を得ました。

公開買付者は、企業価値の算定にあたり、かかる対象者の市場株価の推移を中心に、対象者の連結ベースの純資産額（平成 19 年 3 月期）21,335 百万円、当期純利益（対象者が平成 19 年 11 月 13 日に発表した平成 20 年 3 月期の予想数値）900 百万円、経常利益（対象者が平成 19 年 11 月 13 日に発表した平成 20 年 3 月期の予想数値）1,400 百万円といった対象者の財務データを含む対象者の財務状況等をも勘案し、平成 19 年 11 月 13 日開催の株主総会において本公開買付けの買付価格を 1 株当たり 1,250 円とすることに決定しました。なお、本公開買付けの買付価格は、平成 19 年 11 月 13 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値 992 円（小数点以下四捨五入）に対して約 26.0%のプレミアムを加えた金額となり、平成 19 年 11 月 13 日までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値 975 円（小数点以下四捨五入）に対して約 28.2%のプレミアムを加えた金額となり、平成 19 年 11 月 13 日までの過去 6 ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値 971 円（小数点以下四捨五入）に対して約 28.7%のプレミアムを加えた金額となります。本公開買付けは、対象者の株主に対して、近時の市場株価よりも有利な価格にてその保有する普通株式を売却する機会を提供するものであります。

公開買付者は、法第 27 条の 2 第 5 項、令第 8 条第 5 項第 3 号及び府令第 5 条第 5 項の規定に従った法令上の要求として、本公開買付けの対象に新株予約権をも含めておりますが、新株予約権の権利行使に係る条件（具体的には、権利者のうち取締役、監査役及び執行役員にあっては、権利行使時においても対象者又は対象者の関係会社の取締役、監査役又は執行役員であることを要し、また、従業員にあっては、権利行使時においても対象者又は対象者の関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要するという条件）に照らして、新株予約権の買付価格を 1 個につき金 1 円と設定しております。

また、対象者は、本公開買付けの成立を条件として、平成 19 年 11 月 14 日の取締役会において、平成 20 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対する期末配当を行わないこと及び株主優待制度を廃止することを決議しております。

#### 対象者の賛同

対象者は、平成 19 年 11 月 14 日開催の取締役会において本公開買付けに賛同することを決定しております。なお、当該取締役会には、社外監査役を含む対象者監査役が全員出席し、いずれの監査役も対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。

対象者取締役会は、第三者機関である株式会社 K P M G F A S より、対象者株式価値に関する「株主資本価値評価報告書」を取得し、また柳田野村法律事務所の助言を受けた上で、本公開買付けが対象者の経営基盤の強化、経営資源の再配分及び中長期的な企業価値向上に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であるものと判断し、本公開買付けに賛同することを取締役会の全員一致で決議をしています。

#### 株主の賛同

対象者の主要株主であるイチゴジャパンファンドエー（以下、「いちごアセット」といいます。）からは、これまで対象者の株主として多大なる支援を頂いておりました。いちごアセットは、中長期的な投資スタンスで投資を行うことを理念に掲げ、対象者経営陣と信頼関係を構築し、定期的な友好的対話を通じて、対象者の経営陣が市場に対する意識を高めるのに有益な示唆を与えてくれました。しかしながら、公開買付者は、対象者については、こうした株式市場からのガバナンス機能を有するにとどまらず、直接的に経営に関与することにより現在の経営を支援していくパレス・キャピタルをパートナーとすることにより、対象者の経営体制を強化する必要があると判断しております。具体的には、一時的に株主を一本化するために本公開買付けを実施し、対象者を非上場化することにより経営体制を強化することが、最善の選択であると考えております。

このため、公開買付者及びパレス・キャピタルは、主要株主であるいちごアセットに本公開買付けの背景と意義を説明し、理解と賛同を求めました。いちごアセットは、対象者の将来の成長力を高く評価しており、対象者の株主として長期的なスタンスで継続的な支援を行うことを強く望まれました。

しかし、最終的には、いちごアセットからは、対象者の創業からの歴史的経緯に深い理解を示していただくとともに、対象者の将来の成長と飛躍を実現するためには、本公開買付けが最善の選択肢であるとする創業家ファミリーの強い意思に理解を示していただき、「株主としてパトライトを支援できなくなるのは非常に残念ではあるが、本公開買付けに賛同する。」との内諾をいただいております。

#### 創業家からの売却の同意

なお、創業家ファミリーである佐々木雅綱、佐々木敏子並びにその親族である佐々木啓太、吉羽晴美及び吉羽潤司は、平成 19 年 11 月 14 日現在においてそれぞれが保有する対象者株式の全部（発行済株式総数の 10.6%）について、原則として本公開買付けに応募することを同意しております。

#### ファイナンス

公開買付者は、本公開買付けに係る決済等に要する資金を調達するため、中央三井信託銀行株式会社（以下、「貸付人」といいます。）から 20,000 百万円を上限として借入れを行う予定です（以下、「買収ローン」といいます。）

買収ローンに係る契約では、一定額を超える資産の取得その他対象者の一定の行為について貸付人の書面による事前の同意を得ることなく対象者が行わないことを確保する公開買付者の義務その他の事項が規定されることが予定されています。

また、本公開買付けの決済日前日までに、パレス・キャピタルが、有限責任組合員等に対しキャピタルコール（払込通知）を実施することにより、C V F ファンドによる資金調達が実行され、同時に、公開買付者は、C V F ファンドに対する第三者割当増資により、C V F ファンドより 4,800 百万円を限度として調達する予定となっております。

#### 上場廃止及び公開買付け後の組織再編

公開買付者は、本公開買付け後、最終的に対象者株式の 100%を保有することを企図しており、本公開買付けにおいて取得する株式数の上限は設定しておりませんので、本公開買付けの結果によっては、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所（以下、併せて「上場証券取引所」といいます。）に上場されている対象者の株式は上場証券取引所の株券上場廃止基準（以下、「上場廃止基準」といいます。）に従い所定の手続を経て上場廃止となります。また、上場証券取引所に上場されている対象者の株式は、完全子会社化の手続きが行われる場合にも上場廃止基準に従い上場廃止となります。上場廃止となった場合、対象者の株式は上場証券取引所において取引ができなくなり、これを将来売却することが困難になることが予想されます。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けで対象者の自己株式を除いた全普通株式を取得できなかったときには、前述のとおり、以下の方法により、公開買付者を除く対象者の株主に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、対象者を 100%子会社化する手続きを実施することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、定款の一部変更をして対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、定款の一部変更をして対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下、同じ。）を付すこと、及び 対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の対象者株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しています。

当該臨時株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記 ないし を同一の臨時株主総会に付議する方法で実施することを要請することを検討しております。なお、対象者は本公開買付けの終了後、かかる要請に応じて上記臨時株主総会を開催することを検討しております。また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、対象者の総議決権の 3 分の 2 以上を保有することになり、上記の臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主で交付されるべき当該対象者株式の数が一株に満たな

い端数となる株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

なお、当該端数の合計数の売却価格については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあります。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は平成 19 年 11 月 14 日現在未定であります。公開買付け者が対象者株式の 100%（自己株式を除きます。）を保有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付け者以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が一株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a) 少数株主の権利保護を目的として会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b) 同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格とは異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手續等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

念のため補足いたしますが、本公開買付けは、上記株主総会における対象会社の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付け者の株券等所有割合、公開買付け者以外の対象者株主の対象者の株式の保有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況などによっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付け者関係者以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により対象者を 100%子会社化することを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあります。以上の場合における具体的な手續については、対象者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

加えて、対象者は、公開買付けの後において、未だ新株予約権が残存する場合、公開買付け者の要請により、本新株予約権を消却するために必要な手續を行う場合があります。

本公開買付け及び上記手續による金銭の受領及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

商号 : 株式会社パトライト  
 事業内容 : 表示灯、回転灯、車輛搭載機器等の製造販売  
 設立年月 : 昭和38年1月10日  
 本店所在地 : 大阪市中央区松屋町8番8号  
 代表者の役職・氏名 : 代表取締役社長 植田 和憲  
 資本金 : 2,828百万円(平成19年3月31日現在)  
 大株主構成及び持株比率(平成19年9月30日現在) :

有限会社 福寅	13.29%
ICHIGO JAPAN FUND A	6.93%
吉羽 晴美	4.00%
佐々木 育代	3.28%
パトライト取引先持株会	2.45%
MORGAN STANLEY&CO. INTERNATIONAL PLC	2.23%
佐々木 雅綱	2.17%
吉羽 潤司	2.12%
株主会社 三井住友銀行	1.43%
佐々木 啓太	1.38%

(注) 対象者の平成19年10月3日付『主要株主の移動に関するお知らせ』によると、イチゴ・アセット・マネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッドの対象者の普通株式にかかる所有株式数が2,110,100株となり、発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は10.01%となっております。

#### 当社と対象者の関係等

資本関係	当社は対象者の発行済株式総数の13.29%を保有しております。なお、当社の役員である佐々木雅綱氏は当社発行済株式数の2.17%、佐々木敏子氏は1.36%保有しております(平成19年9月30日現在)。
人的関係	当社と対象者との間に人的関係はありません。
取引関係	当社と対象者との間に取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

### (2) 買付け等の期間

#### 届出当初の買付け等の期間

平成19年11月15日(木曜日)から平成19年12月17日(月曜日)まで(22営業日)

#### 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法(以下、「法」といいます。)第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下、「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成19年12月28日(金曜日)までとなります。

### (3) 買付け等の価格

普通株式 : 1株につき金1,250円

#### 新株予約権

平成16年6月29日開催の第42期定時株主総会決議及び同年9月21日開催の取締役会決議に

基づき発行された新株予約権 : 1個につき金1円  
平成17年6月29日開催の第43期定時株主総会決議及び同年7月12日開催の取締役会決議に  
基づき発行された新株予約権 : 1個につき金1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

(1) 普通株式

公開買付者は、対象者の過去の東京証券取引所における売買価格の終値を検討しました。その結果、平成19年11月13日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値は992円(小数点以下四捨五入)、平成19年11月13日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値は975円(小数点以下四捨五入)、平成19年11月13日までの過去6ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値は971円(小数点以下四捨五入)という結果を得ました。

公開買付者は、企業価値の算定にあたり、かかる対象者の市場株価の推移を中心に、対象者の連結ベースの純資産額(平成19年3月期)21,335百万円、当期純利益(対象者が平成19年11月13日に発表した平成20年3月期の予想数値)900百万円、経常利益(対象者が平成19年11月13日に発表した平成20年3月期の予想数値)1,400百万円といった対象者の財務データを含む対象者の財務状況等をも勘案し、平成19年11月13日開催の株主総会において本公開買付けの買付価格を1株当たり1,250円とすることに決定しました。なお、本公開買付けの買付価格は、平成19年11月13日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値992円(小数点以下四捨五入)に対して約26.0%のプレミアムを加えた金額となり、平成19年11月13日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値975円(小数点以下四捨五入)に対して約28.2%のプレミアムを加えた金額となり、平成19年11月13日までの過去6ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値971円(小数点以下四捨五入)に対して約28.7%のプレミアムを加えた金額となります。

(2) 新株予約権

平成19年11月13日現在において、第1回新株予約権は1株当たりの行使価格が1,054円、第2回新株予約権は1株当たりの行使価格が1,245円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格1,250円をそれぞれ196円、5円下回っております。

しかしながら、これらの新株予約権はストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権の割当を受けた者が自己都合による退任・退職等により対象者の役職員たる地位を失った場合には権利を行使することができない、新株予約権の質入れその他の処分は認めない、旨の行使条件が付されております。そのため、公開買付者は、本公開買付けにより、当該新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、上記のとおり、新株予約権の買付価格を決定いたしました。

算定の経緯

公開買付者及びパレス・キャピタルは、平成19年9月上旬から対象者と、対象者の中長期的な企業価値の向上のため、経営の問題や将来の可能性について協議してまいりました。

(1) 普通株式

公開買付者は、対象者の過去の東京証券取引所における売買価格の終値を検討しました。その結果、平成19年11月13日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値は992円(小数点以下四捨五入)、平成19年11月13日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値は975円(小数点以下四捨五入)、平成19年11月13日までの過去6ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値は971円(小数点以下四捨五入)という結果を得ました。公開買付者は、企業価値の算定にあたり、かかる対象者の市場株価の推移を中心に、対象者の連結ベースの純資産額(平成19年3月期)21,335百万円、当期純利益(対象者が平成19年11月13日に発表した平成20年3月

期の予想数値) 900 百万円、経常利益 (対象者が平成 19 年 11 月 13 日に発表した平成 20 年 3 月期の予想数値) 1,400 百万円といった対象者の財務データを含む対象者の財務状況等をも勘案し、平成 19 年 11 月 13 日開催の株主総会において本公開買付けの買付価格を 1 株当たり 1,250 円とすることに決定しました。なお、本公開買付けの買付価格は、平成 19 年 11 月 13 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値 992 円 (小数点以下四捨五入) に対して約 26.0%のプレミアムを加えた金額となり、平成 19 年 11 月 13 日までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値 975 円 (小数点以下四捨五入) に対して約 28.2%のプレミアムを加えた金額となり、平成 19 年 11 月 13 日までの過去 6 ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値 971 円 (小数点以下四捨五入) に対して約 28.7%のプレミアムを加えた金額となります。

## (2) 新株予約権

平成 19 年 11 月 13 日現在において、第 1 回新株予約権は 1 株当たりの行使価格が 1,054 円、第 2 回新株予約権は 1 株当たりの行使価格が 1,245 円であり、本公開買付けの普通株式 1 株当たりの買付価格 1,250 円をそれぞれ 196 円、5 円下回っております。

しかしながら、当該新株予約権はストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権の割当を受けた者が自己都合による退任・退職等により対象者の役職員たる地位を失った場合には権利を行使することができない、新株予約権の質入れその他の処分は認めない、旨の行使条件が付されております。そのため、公開買付者は、本公開買付けにより、当該新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、上記のとおり、新株予約権の買付価格を決定いたしました。

本公開買付け価格の算定に際し第三者機関の算定書は取得しておりません。

また、対象者は平成 19 年 11 月 14 日開催の取締役会において本公開買付けに関する意見表明の決議にあたり、公開買付者の対象者に対する株式評価結果である 1 株当たり買付価格 1,250 円の妥当性を検証するため、第三者算定機関として、株式会社 KPMG FAS を指名して対象者の株式価値に関する「株主資本価値評価報告書」を取得しました。当該報告書においては、ディスカунテッド・キャッシュフロー (DCF) 法及び株式市価法によって対象者の株主資本価値が評価されており、対象者の普通株式 1 株当たり株主資本価値は、DCF 法によれば 1,085~1,286 円、株式市価法によれば 971 円~992 円とされております。なお、当該報告書は、対象者が平成 19 年 11 月 13 日付「平成 20 年 3 月期 中間期及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」をもって公表した業績の下方修正を織り込んでおりません。

## (5) 買付予定の株券等の数

株式に換算した 買付予定数	株式に換算した 買付予定の下限	株式に換算した 買付予定の上限
11,386,200 (株)	11,386,200 (株)	- (株)

(注1) 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等 (以下、「応募株券等」といいます。) の総数が「株式に換算した買付予定の下限」(以下、「買付予定数」といいます。) に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数 (11,386,200株) 以上のときは、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 株式に換算した買付予定数は、対象者の第45期有価証券報告書 (提出日:平成19年6月28日) に記載された平成19年3月31日現在の対象者の発行済株式総数 (21,065,920株) から平成19年4月1日以降公開買付期間末日までに、第1回新株予約権 (250個) 及び第2回新株予約権 (300個) の行使により発行等した又は発行等される可能性のある対象者株式の最大数 (110,000株) を加えた株式数 (21,175,920株) に0.67を乗じた株式数 (14,187,866株) に相当する株式数から公開買付者が本日現在保有する株式数 (2,801,760株) を控除した株式数 (11,386,106株) の単元未満に係る数を切り上げた株式数 (11,386,200株) です。

- (注3) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。但し、応募に際しては、株券を提出する必要があります(単元未満株式が公開買付代理人(下記「(11) 公開買付代理人」において記載されるものをいいます。)を通じて株式会社証券保管振替機構(以下、「証券保管振替機構」といいます。)により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。)。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の従い買付け等の期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、市場価格で当該買取りを行います。
- (注5) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行等される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。
- (注6) 対象者の第45期有価証券報告書(提出日:平成19年6月28日)に記載された数値を基準とすると、本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の数の最大の数は、平成19年3月31日現在の発行済株式総数(21,065,920株)から、本公開買付けにおいて取得する予定のない公開買付者が本日現在保有する株式数(2,801,760株)及び平成19年3月31日現在の対象者の自己株式数(247,254株)を控除し、平成19年4月1日以降公開買付期間末日までに、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のある対象者株式の最大数(110,000株)を加えた株式数(18,126,906株)(以下、「最大買付株式数」といいます。)です。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における 公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	28,017 個	(買付け等前における 株券等所有割合 13.39%)
買付け等前における 特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	31,512 個	(買付け等前における 株券等所有割合 15.06%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	113,862 個	(買付け等後における 株券等所有割合 67.79%)
対象者の総株主の議決権の数	207,966 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(11,386,200株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「買付け前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、特別関係者の所有株券等についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け前等における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算されておられません。
- (注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の第45期有価証券報告書(提出日:平成19年6月28日)に記載された平成19年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等される可能性のある対象者株式についても対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては分母を、対象者の第45期有価証券報告書に記載された平成19年3月31日現在の発行済株式総数(21,065,920株)から同日現在の対象者の自己株式数(247,254株)を控除した20,818,666株に係る議決権の数(208,186個)に新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のある対象者株式に係る議決権の数(第1回新株予約権250個及び第2回新株予約権300個の行使により発行等した又は発行等される可能性のある株式数110,000株にかかる議決権1,100個)を加えて、209,286個として計算しています。
- (注4) 株券等所有割合については、小数点以下第3位を四捨五入しています。

(注5) 公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますので、「買付け等後における株券等所有割合」は最大で100.00%となる可能性があります。なお、対象者の普通株式の最大買付株式数(18,126,906株)に係る議決権の数は181,269個です。

(7) 買付代金

14,232,750,000 円

(注) 買付代金は、買付予定数(11,386,200株)に1株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しています。なお、最大買付株式数(18,126,906株)を買付けた場合の買付代金は22,658,632,500円となります。

(8) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱UFJ証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

決済の開始日

平成19年12月26日(水曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等に関する通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、応募株主等への交付若しくは応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所への郵送により返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付代理人(若しくは公開買付代理人を通じて証券保管振替機構)により保管されていた場合は、応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数(11,386,200株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数以上のときには、応募株券等の全部の買付け等を行います。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(以下、「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至ト並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(以下、「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行う

ことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

#### 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の 16 時 00 分までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下、「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時 00 分までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

#### 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

#### 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

#### 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

#### その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、

インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日  
平成 19 年 11 月 15 日(木曜日)

(11) 公開買付代理人  
三菱UFJ証券株式会社

### 3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容  
本公開買付けについては、平成 19 年 11 月 14 日に対象者取締役会の賛同決議を得ております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

公開買付者は、本公開買付け後、最終的に対象者株式の 100%を保有することを企図しており、本公開買付けにおいて取得する株式数の上限は設定しておりませんので、本公開買付けの結果によっては、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所(以下、併せて「上場証券取引所」といいます。)に上場されている対象者の株式は上場証券取引所の株券上場廃止基準(以下、「上場廃止基準」といいます。)に従い所定の手続を経て上場廃止となります。また、上場証券取引所に上場されている対象者の株式は、完全子会社化の手続きがおこなわれる場合にも上場廃止基準に従い上場廃止となります。上場廃止となった場合、対象者の株式は上場証券取引所において取引ができなくなり、これを将来売却することが困難になることが予想されます。

対象者は、平成 19 年 11 月 13 日の取締役会において平成 20 年 3 月期(第 46 期)の連結および単体の業績予想を以下のとおり修正することを発表決議しております。なお、以下の内容は、対象者が同日に公表した「平成 20 年 3 月期中間期及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」の内容の一部抜粋したものです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

(連結業績予想)

売上高 1,150 百万円の下方修正、営業利益の 700 百万円の下方修正、経常利益 600 百万円の下方修正、当期純利益 300 百万円の下方修正

(単体業績予想)

売上高 900 百万円の下方修正、営業利益の 700 百万円の下方修正、経常利益 250 百万円の下方修正、当期純利益 50 百万円の下方修正

対象者は、本公開買付けの成立を条件として、平成 19 年 11 月 14 日の取締役会において、平成 20 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対する期末配当を行わないこと及び株主優待制度を廃止することを決議しております。

以上

本件に関するお問い合わせは

広報窓口

(株)ブラップジャパン 大谷、木村、比田井

TEL 03 - 3486 - 2931

本書面に含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引(いわゆるインサイダー取引)規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表(2007年11月14日午前8時00分)から12時間を経過するまでは、株式会社パタイトの株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承下さい。

このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(若しくはその一部)又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係るプレスリリース又はその他の関連書類はいずれも、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守して下さい。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮にこのプレスリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。